

官報号外 昭和三十八年三月二十

昭和三十八年三月二十九日

午後二時五十分開議

(拍手) の言葉を申し述べたいと存じます。

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

伊藤轍君は、明治三十一年六月、福島県安達郡本宮町に伊藤彌氏の長男と

○第四十三回
國會衆議院會議錄 第十八号

昭和三十八年三月二十九日(金曜日)

議事日程 第十八号
昭和三十八年三月二十九日

第八 昭和三十五年度國有財產無償貸付狀況總計算書

第一 森林組合併助成法案（内 び現在額總計算書

第二 林業公用基金法案
(內閣)

提出、參議完矣

第三 農業改良助長法の一部を改 正する法律案（内閣提出、參議

院送付

編制措置法案(内閣提出)

第五 外航船舶建造融資利子補給

外航船舶建造融資利

子補給臨時措置法の一部を改正

卷之三

入歲出決算

第六
入歲出決算

明治三十三年五月廿日

關決算書

昭和三十八年三月二十九日 衆議院会議録第十八号

議員伊藤轍君逝去につき弔詞贈呈の報告 八百板正君

故議員伊藤轍君に対する追悼演説

六六九

も有名でありました。君は、町長として特にこの問題に取り組み、その熱心な努力は、ついに、みこと阿武隈川築堤の大工事を完成されました。それから水が出て、町民は何も心配することがなくなりました。この功績は、長く伊藤轍君の名とともに、町民の間に語り継がれていくことになりました。（拍手）

また、伊藤君は、昭和十七年に福島県議会議員に当選され、それから連続五回当選、十八年の長い間にわたって在職せられました。その間、昭和二十六年には副議長、三十四年には議長の要職について、大いに特色ある手腕をふるい、福島県政の指導者の一人として重きをなしておられました。わが国の水力電気の最大のものである只見川の電源開発に際しては、時の県知事大竹作摩氏を助けて事業の推進に当たり、大いに寄与せられたのであります。

(目的)
森林組合合併助成法

第一条 この法律は、適正な事業経営を行なうことができる森林所有者の協同組織に育成して森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、森林組合の合併についての援助、合併後の森林組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、森林組合の合併の促進を図ることを目的とする。

(合併及び事業経営計画の樹立)

第二条 森林組合（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十一条第一項第一号に掲げる事業を行なうものに限る。以下「組合」といふ。）は、合併により、合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいふ。以下同じ。）を適正な事業経営を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後あるかどくかにつき認定を求めることができる。

（合併及び事業経営計画の内容等）
第三条 合併及び事業経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 合併についての基本方針及び合併後の組合に係る組合員の經營する森林の面積の合計、出資の額、事業の執行体制その他の事業経営の基礎となるべき事項

他その事業経営の基礎となるべき事項

三 合併後の組合の事業経営についての基本方針

四 合併後の組合が適正な事業経営を行なうことができるようにするため必要な施設の統合整備に関する事項

五 合併後の組合と組合員との間ににおける利用及び協力を強化するための方策

六 合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画

七 合併後の組合に係る合併及び事業経営計画をたてるには、各組合は、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の一以上の多数による議決を経なければならぬ。

八 前条の規定により合併及び事業経営計画をたてるに当たる組合員は、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の一以上の多数による議決を経なければならない。

九 合併及び事業経営計画の適否の認定

第十条 都道府県知事は、第二条の認定をする場合には、政令で定めることとする。

十一 合併及び事業経営計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までにするものとする。

十二 合併及び事業経営計画の提出は、昭和四十三年三月三十日までに合併をした場合において、その合併に係る合併後の組合が、その合併及び事業経営計画に従い、昭和四十三年三月三十日までに合併をした場合において、その合併に係る合併後の組合が、その合併及び事業経営計画に従い、適正な事業経営を行なうことができるよう施設の統合整備を図るに当たつて、これに必要な施設を改良し造成し又は取得するのに要する経費を都道府県が補助するときにおけるその補助に要する経費

十三 合併及び事業経営計画の樹立及び実施につき指導を行なう場合におけるその指導に要する経費

十四 都道府県は、合併及び事業経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併及び事業経営計画が適正である旨の認定をするものとする。

一 合併後の組合に係る組合員の

経営する森林の面積の合計、払込済みの出資の総額並びに常時勤務する役員及び職員の人数の合計が、組合の適正な事業経営の基礎の確立に資することを旨として政令で定める基準に適合することとなること。

二 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

三 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

四 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

五 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

六 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

七 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

八 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

九 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

十 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

十一 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

十二 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

十三 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

十四 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

十五 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

十六 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

十七 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

十八 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

十九 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

二十 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

二十一 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月二十日

衆議院議長清瀬一郎殿

参議院議長重宗雄三

林業信用基金法案

第一回

第二回

第三回

第四回

第五回

第六回

第七回

第八回

第九回

第十回

第十一回

第十二回

第十三回

するため、これに必要な資金を林業者等が農林中央金庫その他の融資を行なう機関から借り入れる場合にその借り入れに係る債務を保証して、その資金の融通を円滑にすることを目的とする。

（定義） 第二条 この法律において「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 林業を営む者（会社にあつては、資本の額又は出資の総額が一千円以下のもの及び常時使

用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使

用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

二 森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）

三 前二号に掲げる者はほか、これららの者が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人で政令で定めるもの

この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫

二 商工組合中央金庫

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第二項第一号（貸付け）に掲げる事業を行なう森林組合で政令で定め

るものを

四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第二項第一号（貸付け）に掲げる事業を行なう森林組合連合会

五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月二十日

衆議院議長清瀬一郎殿

参議院議長重宗雄三

林業信用基金法案

第一回

第二回

第三回

第四回

第五回

第六回

第七回

第八回

第九回

第十回

第十一回

第十二回

第十三回

第十四回

するため、これに必要な資金を林業者等が農林中央金庫その他の融資を行なう機関から借り入れる場合にその借り入れに係る債務を保証して、その資金の融通を円滑にすることを目的とする。

（定義） 第二条 この法律において「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 林業を営む者（会社にあつては、資本の額又は出資の総額が一千円以下のもの、個人にあつては、常時使

用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

二 森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）

三 前二号に掲げる者はほか、これららの者が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人で政令で定めるもの

この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫

二 商工組合中央金庫

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第二項第一号（貸付け）に掲げる事業を行なう森林組合で政令で定め

るもの

四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第二項第一号（貸付け）に掲げる事業を行なう森林組合連合会

五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第

官報(号外)

九条の二第一項第二号（貸付け等）に掲げる事業を行なう事業協同組合で政令で定めるもの	
六 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号（貸付け等）に掲げる事業を行なう協同組合連合会	
七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの	
（法人格）	
第三条 林業信用基金（以下「基金」といふ）は、法人とする。（事務所）	
第四条 基金は、主なる事務所を東京都に置く。	
2 基金は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。	
（定款）	
第五条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。	
一 目的	
二 名称	
三 事務所の所在地	
四 資本金、出資及び資産に関する事項	
五 役員及び評議員会に関する事項	
六 業務及びその執行に関する事項	
七 財務及び会計に関する事項	
八 公告の方法	
2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
3 基金は、定款を変更したときは、速滞なく、その変更に係る部分を第十一条に規定する出資者に通知しなければならない。	
（資本金）	
第六条 基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び同条第三項の規定により林業者等が出資する金額の合計額とする。	
（出資）	
第七条 政府は、三億五千万円を基金に出資する。	
2 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。	
3 林業者等は、基金に出資することができる。	
（持分の譲渡）	
第八条 都道府県及び林業者等についての出資一口の金額は、一万円とする。	
第九条 基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。（持分の払いもどし等の禁止）	
第十条 基金は、出資者の持分を払い戻し、その持分を払いもどすことができる。	
2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。（出資者たる地位の喪失）	
（民法の準用）	
第十六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金に準用する。	
（役員の任期）	
第二十条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2 役員は、再任されることができる。（役員の欠格条項）	
（役員の解任）	
第二十一条 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く）、地方公共団体の議員の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。	
（職員の任命）	
第二十二条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員を置く。	
2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内のうちから、基金に評議員会を置く。	
3 評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項各号に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。	
（評議員会）	
第二十七条 基金に評議員会を置く。	
2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項各号に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要な事項に關し、理事長に意見を述べることができる。	
（役員の職務及び権限）	
第十八条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。	

官報(号外)

るときは、基金若しくは第三十一
条第一項の規定による委託を受け
た者（以下「受託者」という。）に対
して報告をさせ、又はその職員
に、基金若しくは受託者の事務所
に立ち入り、業務の状況若しくは
帳簿、書類その他の物件を検査さ
せることができる。ただし、受託
者に対しては、当該受託業務の範
囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入檢
査をする場合には、その身分を示
す証明書を携帯し、関係人に提示
しなければならない。

第七章 雜則

(出資者に対する通知又は催告)

第四十二条 基金が出資者に対しても
する通知又は催告は、出資者名簿
に記載したその出資者の住所（出
資者が別に通知又は催告を受ける
の場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到
達すべきであった時に、到達した
ものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第四十三条 基金は、定款、業務方
法書、出資者名簿及び財務諸表を
各事務所に備えて置かなければな
らない。

2 出資者名簿には、各出資者につ
いて次の事項を記載しなければな
らない。

一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び払込みの年
月日

るときは、基金若しくは第三十一
条第一項の規定による委託を受け
た者（以下「受託者」という。）に対
して報告をさせ、又はその職員
に、基金若しくは受託者の事務所
に立ち入り、業務の状況若しくは
帳簿、書類その他の物件を検査さ
せることができる。ただし、受託
者に対しては、当該受託業務の範
囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入檢
査をする場合には、その身分を示
す証明書を携帯し、関係人に提示
しなければならない。

(出資額による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。

第七章 雜則

(出資者に対する通知又は催告)

第四十二条 基金は、出資者に對しても
する通知又は催告は、出資者名簿
に記載したその出資者の住所（出
資者が別に通知又は催告を受ける
の場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到
達すべきであった時に、到達した
ものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第四十三条 基金は、定款、業務方
法書、出資者名簿及び財務諸表を
各事務所に備えて置かなければな
らない。

2 出資者名簿には、各出資者につ
いて次の事項を記載しなければな
らない。

一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び払込みの年
月日

三 出資口数及び出資各口の取得
の年月日

三 出資者及び基金の債権者（基金
が保証契約を結んでいる融資機関
を含む。）は、第一項の書類の閲覧
を求めることができる。

（解散）

第四十四条 基金は、解散した場合
において、その債務を弁済してな
れども、お残余財産があるときは、これを

各出資者に対し、その出資額に応
じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分
配することができる額は、その出
資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、
基金の解散については、別に法律
で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十五条 農林大臣は、次の場合
には、大蔵大臣に協議しなければ
ならない。

一 第五十三条第二項、第三十条第二
項、第三十三条第一項又は第三
十六条第一項若しくは第二項た
だし書の認可をしようとすると
き。

2 第三十四条第一項又は第三十
八条の承認をしようとすると
き。

三 第二十七条第一号又は第二号
の規定による指定をしようとする
とき。

四 第三十一条第一項第八号又は第
三十九条の農林省令を定めよう
とするとき。

五 第八章 罰則

一 第四十六条 基金の役員又は職員
が、その職務に關して、わいろを
ばならない場合において、その

收受し、又はこれを要求し、若し
くは約束したときは、三年以下の
懲役に処する。よつて不正の行為
をし、又は相当の行為をしなかつ
たときは、五年以下の懲役に処す
る。

2 基金の役員又は職員であつた者
が、その在職中に請託を受けて、
職務上不正の行為をし、又は相当
の行為をしなかつたことに関し、
わいろを收受し、又はこれを要求
し、若しくは約束したときは、三
年以下の懲役に処する。

3 第十条第一項の規定に違反し
て、出資者の持分を払いもどし
たとき。

4 第十条第二項の規定に違反し
て、出資者の持分を取得し、又
は質権の目的としてこれを受け
たとき。

5 第十四条第一項の政令の規定
に違反して、登記をすることを
怠つたとき。

6 第二十九条に規定する業務以
外の業務を行なつたとき。

7 第三十四条第一項の規定に違
反して、財務諸表を出資者に送
付しなかつたとき。

8 第三十七条の規定に違反し
て、業務上の余裕金を運用した
とき。

9 第四十一条第二項の規定による
農林大臣の命令に違反したと
き。

10 第四十三条第一項の規定に違
反して書類を備えて置かず、同
条第二項の規定に違反して出資
者名簿に記載すべき事項を記載
せず、若しくは虚偽の記載を
し、又は正当な理由がないのに
同条第一項の書類の閲覧を拒ん
だとき。

一 この法律の規定により農林大
臣の認可又は承認を受けなければ
ならぬ場合において、その

認可又は承認を受けなかつたと
き。

第一条 この法律は、公布の日から
起算して九十日をこえない範囲内
において政令で定める日から施行
する。

（基金の設立）

第二条 農林大臣は、基金の理事長
又は監事となるべき者を指名す
る。

第三条 農林大臣は、設立委員会を命
じて、基金の設立に関する事務を
は監事に任命されたものとする。

2 前項の規定により指名された理
事長又は監事となるべき者は、基
金の成立の時において、この法律
の規定により、それぞれ理事長又
は監事に任命されたものとする。

3 第三条 農林大臣は、設立委員会を命
じて、基金の設立に関する事務を
処理させる。

4 設立委員会は、定款及び業務
方略書を作成し、農林大臣の認可
を受けなければならない。

5 設立委員会は、前項の認可を受け
たときは、都道府県及び林業者等
に對し、基金に対する出資を募集
しなければならない。

6 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

7 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

8 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

9 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

10 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

11 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

12 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

13 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

14 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

15 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

16 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

17 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

18 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

19 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

20 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

21 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

22 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

23 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

24 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

25 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

26 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

27 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

28 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

29 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

30 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

31 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

32 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

33 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

34 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

35 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

36 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

37 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

38 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

39 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

40 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

41 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

42 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

43 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

44 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

45 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

46 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

47 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

48 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

49 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

50 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

51 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

52 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

53 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

54 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

55 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

56 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

57 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

58 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

59 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

60 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

61 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

62 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

63 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

64 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

65 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

66 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

67 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

68 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

69 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

70 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

71 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

72 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

73 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

74 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

75 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

76 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

77 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

78 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

79 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

80 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

81 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

82 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

83 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

84 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

85 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

86 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

87 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

88 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

89 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

90 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

91 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

92 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

93 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

94 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

95 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

96 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

97 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

98 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

99 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

100 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

101 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

102 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

103 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

104 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

105 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

106 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

107 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

108 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

109 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

110 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

111 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

112 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

113 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

114 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

115 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

116 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

117 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

118 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

119 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

120 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

121 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

122 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

123 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

124 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

125 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

126 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

127 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

128 設立委員会は、前項の認可を申請しなけ
ればならない。

</

〔秋山利恭君登壇〕
○秋山利恭君 ただいま議題となりました三案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

森林組合合併助成法案について申し上げます。森林組合合併助成法案について申し上げます。

本案は、林業をめぐる社会経済の発展に対応し、かつ、民有林經營の近代化を推進するため、森林組合の規模を拡大しようとするものであります。

本案のおもな内容は、施設組合の合併を中心に所要の措置を講ずるものであります。合併しようとする組合は、共同して、所定の手続による合併及び事業經營計画を立て、都道府県知事の認定を求めることができるとともに、認定を受けて合併した組合に対しても、その施設費及び都道府県の指導費の一部に対し、国庫補助金を交付しようとするものであります。

次に、林業信用基金法案について申しあげます。

林業者等は、その經營資金の融通を受けるにあたって、一般に信用力に乏しいうらみがあります。そこでこれを補充する目的をもつて、林業者等が農林中央金庫等から林業經營に必要な資金を借り受けの場合に、その貸付金にかかる債務を保証することをお

もな業務といたします林業信用基金の制度を確立しようとするものであります。

して、基金の組織、業務運営、管理、その他を規定したものであります。

以上二法案は、参議院先議で、去る三月二十日本院に送付され、即日農林水産委員会に付託されました。本委員会におきましては、三月二十日提案理由と補足説明を開き、同日及び二十六日、二十七日質疑を行ない、二十七

日、討論を省略して採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第あります。

なお、森林組合合併助成法案については、政府は、林業振興のための基本対策について必要な立法措置を講すべきこと、及び農業構造改善に関する事案の通り可決すべきものと決した次第あります。

次に、

林業信用基金法案について申しあげます。最後に、内閣提出、参議院送付、農業改良助長法の一部を改正する法律案について申し上げます。

林業者等は、その經營資金の融通を受けるにあたって、一般に信用力に乏しいうらみがあります。そこでこれを補充する目的をもつて、林業者等は、昭和二十二年に制定された農業改良助長法により制度化され、自來數次にわたり手直しが加えられて今日に至つておりますが、その間、制度が

農業技術の安定向上と農家の生活改善のために果たした役割には見るべきものがあります。しかしながら、最近における農業をめぐる諸情勢の著しい変化に即応し、普及事業についても改善強化をはかるべき必要が生じて参り、ここに本改正案が提案せらるることと相なったわけであります。

以下、本案のおもな内容を申し上げますと、まず第一に、都道府県は条例で定めることにより、専門技術員及び改良普及員に対し、専門技術員にあつては百分の十二以内の農業改良普及手当を支給することができるようにしておられます。

第二に、専門技術員の事務を明確化し、特に普及事業と試験研究との連係の強化に関する規定を設けておりま

す。第三の改正点として、専門技術員及び農業改良助長法の一部を改正する法律案について新たな規定を設けております。

（目的）

〔賛成者起立〕

○議長（清瀬一郎君） 三案を一括して採決いたします。

（目的）

○議長（清瀬一郎君） 三案を一括して採決いたします。

（目的）

（

日本開発銀行に支払わなければならぬ。

2 支払猶予を受けている会社は、その決算において計上した利益の額が当該会社の資本金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額からその乗じて得た金額を控除した額の二分の一に相当する金額の猶予利子を日本開発銀行に支払わなければならない。

第十一条 支払猶予を受けた会社が第八条及び第九条の規定により猶予利子を支払うこととなつた場合において、同時に当該決算期について外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）第十二条又は第十三条の規定による納付金を国庫に納付すべきこととなるときについては、これらの規定にかかわらず、その二十年を経過した日の属する決算期までの各決算期に係るものに限る。）において計上した利益の額が当該会社の資本金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額の乗じて得た金額を控除した額の三分の二に相当する金額の猶予利子を日本開発銀行に支払わなければならぬ。

第十一条 支払猶予を受けた会社は、当該会社に係る確認日から起算して十年を経過した日の属する決算期の末日までに支払わなかつた猶予利子があるときは、政令で定め

るところにより、当該会社に係る確認日から起算して二十年を経過した日までに、これを日本開発銀行に支払わなければならない。

（支払猶予を受けた会社の国庫納付金の特例）

2 前項の納付金の納付の時期その他その納付に關し必要な事項は、他その納付に關し必要な事項は、政令で定める。

（整備計画の実施の確保）

第十三条 運輸大臣は、支払猶予を受けている会社が整備計画を実施していないと認めるときは、日本開発銀行に対してその旨を通知するものとする。ただし、やむを得ない事由に基づくと認める場合は、この限りでない。

第十五条 運輸大臣は、整備計画の実施及び猶予利子の支払を確保するため必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、支払猶予を受けた会社に対し、整備計画の実施状況その他の業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に当該会社の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（大蔵大臣との協議）

第十七条 運輸大臣は、第五条第一項又は第六条第一項の承認をよしらうとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（罰則）

第十八条 第十五条规定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（合併等の場合の登録税の課税の特例）

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（合併等の場合の登録税の課税の特例）

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（合併等の場合の登録税の課税の特例）

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（合併等の場合の登録税の課税の特例）

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（合併等の場合の登録税の課税の特例）

2 会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に關し、前項の違反行為をした

た会社）が整備計画に従つて合併し、資本を増加し、又は事業に必要な資産を譲り受ける場合には、次の事項について受ける登記については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、登録税を軽減する。

二 会社の設立、資本の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の権利の取得

二 不当な競争の排除についての必要な勧告

2 前条第一項及び第三項の規定は、支払猶予を受けた会社が前項の規定による勧告に従わない場合について準用する。

（報告及び検査）

3 日本開発銀行は、第一項の規定による通知を受けたときは、当該会社に対して支払猶予を取り消すことができる。

4 第五条第三項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

（勧告）

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（合併等の場合の登録税の課税の特例）

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（合併等の場合の登録税の課税の特例）

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（合併等の場合の登録税の課税の特例）

い。

（日本開発銀行の國庫納付金）

第十二条 日本開発銀行は、支払猶予を受けた会社から猶予利子の支払を受けることとなつたときは、当該支払を受けることとなつたときの猶予利子の額に相当する金額の納付金を国庫に納付しなければならない。

（日本開発銀行の國庫納付金）

第十四条 運輸大臣は、支払猶予を受けた会社に対し、当該会社の猶予利子の支払が終わるまでの期間に限り、次の各号に掲げる勧告をすることができる。

（合併等の場合の登録税の課税の特例）

3 第一条の規定により整備計画の承認を受けた会社（当該会社が合併し、合併によつて会社が設立された場合にあつては、その設立され

について、政府は万全の措置を講すべきである等の内容であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案については、討論の通告がござります。よつて、順次これを許します。肥田次郎君。

〔肥田次郎君登壇〕

○肥田次郎君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となりました、海運業の再建整備に関する臨時措置法案並びに外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

去る二月十九日本案の趣旨説明がなされた際、わが党の久保三郎君が、本案で海運業の再建ができると思ふかと質問をいたしました。これに対して総理の答弁は、金利高で採算がとれない、経営規模の不合理、こうした点を改めることによってよくなるんだ、こ

ういう答えであります。われわれは総理の答弁を信用して本案を審議して参つたのであります。が、審議して明らかになつたことは、政府が海運業に対して年間約百十八億円という巨額の利息、五年間の総額は約四百六十億円、

これを猶予する、企業単位で百万重量トン以上を運航できるよう企業集約を行なう、こういはなはだ単純な対策で、本案実施によつて生じる多くの問題については出たところ勝負だといふことがわかつたのであります。全く失望のほかはありません。要するに、政府の海運再建策といふものは、海運業者の集約を行なうのみで、海運不況の根本的原因である対外対策が全然ないの

私は、政府がなぜこのわかり切つた問題をあいまいにするかについて究明をしたいのであります。

そもそも、日本の海運業は、船一隻で船成金の時代を経て、徹底した自由競争の中に放置され、その後敗戦により壊滅的状態になつたが、今日では戦前をはるかに上回る船腹を保有していります。さらに、政府の所得倍増計画は、所要船腹を一千三百余万トンと策定しております。この政

府のバックのゆえに、海運企業は成長産業だと評されているのであります。しかし、業界の実態は、海運といえば戦争を想起するごとく、今日なお船成金のチャンスを夢見る者、自由競争に身をやつす者等、複雑な内容は少しも解決されておらないのであります。さ

わが党は、この対米海運問題をきわめて重視いたしており、問題のかぎはボナー法とウェーバー条項にあるのだから、これに対処して海上運送法の一部改正を行ない、対米航路収益を上げるべきだとしてすでに法案を提出いたしました。聞くところによれば、政府も当初海上運送法を改正して対米事態を解決する腹でおりましたが、にわかにこれを中止した由で、なはだ奇怪に感じているのであります。このことは、日本国利益を守る義務を政府のものとせん。従つて、企業集約後の姿は、金融系列に従つて企業は大企業化し、非採算の業者は首をつるか転業

のやがなきに至ることもあるであります。しかし、企業統合でありますから、当然このよ

うな結果も出て参ります。低収益の原因は、過当競争と企業構造の未熟からであり、企業集約を第一義とした本案では、構造の改革は困難な問題としてあとに残りますし、かりに企業集約が成功したとしても、航路調整を抜きにして過当競争を抑制することは不可能

です。まず、政府が尊重する海運合理化審議会のメンバーは、経験者はさわめて少なく、大部分は政府の資料のみで机上で意見をまとめているところで、まことに権威のないものと評されています。また、本案に対しても政府や船主協

してきましたのであります。一方、世界の海運の事情は大きく変貌して参りました。

た。かつてのわが海運界独占市場はすでに他の手に渡つたのを初め、わが国のほかはありません。要するに、政府

法やウェーバー条項などの圧迫を受けても指をくわえて見てゐるあります。でも、これら影響は、海運収支の面で実に年間約五億ドルの支払い超過となつてゐるのであります。

わが党は、この対米海運問題をきわめて重視いたしており、問題のかぎはボナー法とウェーバー条項にあるのだから、これに対処して海上運送法の一部改正を行ない、対米航路収益を上げるべきだとしてすでに法案を提出いたしました。聞くところによれば、政府も当初海上運送法を改正して対米事態を解決する腹でおりましたが、にわかにこれを中止した由で、なはだ奇怪に感じているのであります。このことは、日本国利益を守る義務を政府のものとせん。従つて、企業集約後の姿は、金融系列に従つて企業は大企業化し、非採算の業者は首をつるか転業のやがなきに至ることもあるであります。しかし、企業統合でありますから、当然このよ

うな結果も出て参ります。低収益の原因は、過当競争と企業構造の未熟からであり、企業集約を第一義とした本案では、構造の改革は困難な問題としてあとに残りますし、かりに企業集約が成功したとしても、航路調整を抜きに

会長の進藤君が一人の反対者もないと言っているが、業者はただ沈黙しているだけだ。なぜ業者が沈黙していたかといえば、船主の現状が利子猶予と今後の融資にすべてをかけているからだ。この哀れな沈黙を奇貨とした政府は、船主協会を通じて本案に対する一切の批判を封じせしめた、こう言つておるのであります。

このように多くの問題をはらむ本案に対し、日本社会党は残念ながら賛成する勇気を持たないのであります。

(拍手)

法はすべて国民全体の立場で定められるべきものでありまして、一支配者や、権力者や、一部資本家の意図でつくられてはならないのであります。海行かば造船疑惑、山行かば鉄道汚職、こうした声を聞くのはあまり愉快なものではありません。日本社会党の反対をもつても、本案はあるいは譲渡されるかもしません。しかし、わが日本社会党は、海運業の再建は構造の大変革を行なつてこそ可能であり、一時的便法をもつて事態を翻案することは、五年を待たず三年に達せずして本案に対する責任を追及するに至らんことを予告して、反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 細田吉藏君。

[細田吉藏君登壇]

上回る状態に回復いたしました。

果、最近に至り、外航船腹量は戦前を

施及び利子補給金の交付などによりま

して、船腹拡充に努力いたしました

その後、財政資金による計画造船の実

行なつてこそ可能であります。

しかし、戦後は占領政策によつて日

本の外航活動は一時全面的に禁止となり、

あるいは集中排除などにより、わが国

海運業は危殆に瀕したのであります。

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、わが国海運の国際競争力を強化と、わが国経済の発展に見合

はない存するのであります。(拍手)

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、あるとされておる点から見ましても、

この両法案の適切なことが明らかであ

ると思ふのであります。(拍手)

また、この法律による整備計画は、

が、この法案の内容とするところは、

しかしながら、一方海運企業の内

容を見ますと、過去における過大な借

入金と、国際的に割高な金利負担の重

圧とによりまして、その企業の基盤は

著しく弱くなつております。(拍手)

四面海をめぐらし、大量の原材料を

海外に仰ぎ、また、製品の輸出も海を

通じて行なわねばならぬ産業構造を

持つておりますわが国におきまして、

海運事業は、國民經濟の發展に欠く

べからざる基幹産業でありまして、戰

前は國家の保護と事業者の努力とによ

り、世界第三位の船腹量を保有し、七

つの海に雄飛して、わが國經濟の發展

と貿易外取入を通じて、國際收支の向

上に著しく貢献して参りましたこと

は、今さら申し上げるまでもあります。

しかし、わが国の外航船舶は、戦

争によりその大部分を喪失して、ほと

んど壊滅状態に陥つたのであります。

しかも、戦後は占領政策によつて日

本の外航活動は一時全面的に禁止となり、

あるいは集中排除などにより、わが国

海運業は危殆に瀕したのであります。

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、わが国海運の国際競争力を強化と、わが国経済の発展に見合

はない存するのであります。(拍手)

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、あるとされておる点から見ましても、

この両法案の適切なことが明らかであ

ると思ふのであります。(拍手)

また、この法律による整備計画は、

が、この法案の内容とするところは、

海運業の再建整備の方策がその一つで

ございまして、企業の高度の集約統

合、原価償却の不足の解消、この二つ

を前提条件としまして、いわゆる第十

七次計画造船、すなわち昭和三十六年

度以前の新船建造に対する利子の五年

間の支払いを猶予すること、また、金

利負担を軽減する方策といたしまし

て、利子補給金の増額及び利子補給期

間の延長をはかることを内容とするも

のであります。わが国産業界にとりま

して、この両案は画期的なものであ

ります。この結果といたしまして、海運企

業は金融機関並びに造船会社に対し膨

大な借金をかえ、また、償却未済額

も逐年増加し、配当のごときはほとん

どすべての会社が戦後一回もこれを行

なうことができないという、まことに

惨憺たる状況に陥つているのであり

ます。この状態を放置いたしまする

たものであります。(拍手)

このことは、運輸委員会における参

考人の大部分の方々が、この法案に對

しまして賛成の意見を述べられた事実

に徴しましても明らかであります。ま

た、本法案に反対の立場をとられる社

会の側におかれまして、その反対

の論拠とせられるところは、おおむ

ね、この法案が必要でないあるいはい

けないというようなものではなくて、

さらに他の方策をあわせて行なう要が

あります。(拍手)

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、わが国海運の国際競争力を

強化と、わが国経済の発展に見合

はない存するのであります。(拍手)

また、この法律による整備計画は、

成するものであります。政府がこれを承認するにあたりましては、海運企

業整備計画審議会に諮つてこれを決定

し、いやしくも官僚統制の弊に陥るが

ごときことを避け、その運用に万全を

期しておりますとともに、きわめて適切

であると存じます。ここに、政府、海

運業界、金融機関等が一体となつて、

真にわが国海運業の再建整備の目的が

達成され、ひいては、わが国經濟の發

展に寄与するところをわめて大なるも

のがあると確信する次第であります。

最後に、私は、本法案の内容の重大

性にかんがみ、本法の運用について

は、あくまでもわが国海運界の実情に

即しながら、しかも、明るいあすの日

本海運を打ち立てて理想のもとに、そ

の万全を期せられんことを強く政府に

要望して、私の討論を終わりたいと存

じます。(拍手)

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、わが国海運の国際競争力を

強化と、わが国経済の発展に見合

はない存するのであります。(拍手)

また、この法律による整備計画は、

成するものであります。政府がこれを承認するにあたりましては、海運企

業整備計画審議会に諮つてこれを決定

し、いやしくも官僚統制の弊に陥るが

ごときことを避け、その運用に万全を

期しておられますとともに、きわめて適切

であると存じます。ここに、政府、海

運業界、金融機関等が一体となつて、

真にわが国海運業の再建整備の目的が

達成され、ひいては、わが国經濟の發

展に寄与するところをわめて大なるも

のがあると確信する次第であります。

最後に、私は、本法案の内容の重大

性にかんがみ、本法の運用について

は、あくまでもわが国海運界の実情に

即しながら、しかも、明るいあすの日

本海運を打ち立てて理想のもとに、そ

の万全を期せられんことを強く政府に

要望して、私の討論を終わりたいと存

じます。(拍手)

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、わが国海運の国際競争力を

強化と、わが国経済の発展に見合

はない存するのであります。(拍手)

また、この法律による整備計画は、

成するものであります。政府がこれを承認するにあたりましては、海運企

業整備計画審議会に諮つてこれを決定

し、いやしくも官僚統制の弊に陥るが

ごときことを避け、その運用に万全を

期しておられますとともに、きわめて適切

であると存じます。ここに、政府、海

運業界、金融機関等が一体となつて、

真にわが国海運業の再建整備の目的が

達成され、ひいては、わが国經濟の發

展に寄与するところをわめて大なるも

のがあると確信する次第であります。

最後に、私は、本法案の内容の重大

性にかんがみ、本法の運用について

は、あくまでもわが国海運界の実情に

即しながら、しかも、明るいあすの日

本海運を打ち立てて理想のもとに、そ

の万全を期せられんことを強く政府に

要望して、私の討論を終わりたいと存

じます。(拍手)

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、わが国海運の国際競争力を

強化と、わが国経済の発展に見合

はない存するのであります。(拍手)

また、この法律による整備計画は、

成するものであります。政府がこれを承認するにあたりましては、海運企

業整備計画審議会に諮つてこれを決定

し、いやしくも官僚統制の弊に陥るが

ごときことを避け、その運用に万全を

期しておられますとともに、きわめて適切

であると存じます。ここに、政府、海

運業界、金融機関等が一体となつて、

真にわが国海運業の再建整備の目的が

達成され、ひいては、わが国經濟の發

展に寄与するところをわめて大なるも

のがあると確信する次第であります。

最後に、私は、本法案の内容の重大

性にかんがみ、本法の運用について

は、あくまでもわが国海運界の実情に

即しながら、しかも、明るいあすの日

本海運を打ち立てて理想のもとに、そ

の万全を期せられんことを強く政府に

要望して、私の討論を終わりたいと存

じます。(拍手)

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、わが国海運の国際競争力を

強化と、わが国経済の発展に見合

はない存するのであります。(拍手)

また、この法律による整備計画は、

成するものであります。政府がこれを承認するにあたりましては、海運企

業整備計画審議会に諮つてこれを決定

し、いやしくも官僚統制の弊に陥るが

ごときことを避け、その運用に万全を

期しておられますとともに、きわめて適切

であると存じます。ここに、政府、海

運業界、金融機関等が一体となつて、

真にわが国海運業の再建整備の目的が

達成され、ひいては、わが国經濟の發

展に寄与するところをわめて大なるも

のがあると確信する次第であります。

最後に、私は、本法案の内容の重大

性にかんがみ、本法の運用について

は、あくまでもわが国海運界の実情に

即しながら、しかも、明るいあすの日

本海運を打ち立てて理想のもとに、そ

の万全を期せられんことを強く政府に

要望して、私の討論を終わりたいと存

じます。(拍手)

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、わが国海運の国際競争力を

強化と、わが国経済の発展に見合

はない存するのであります。(拍手)

また、この法律による整備計画は、

成するものであります。政府がこれを承認するにあたりましては、海運企

業整備計画審議会に諮つてこれを決定

し、いやしくも官僚統制の弊に陥るが

ごときことを避け、その運用に万全を

期しておられますとともに、きわめて適切

であると存じます。ここに、政府、海

運業界、金融機関等が一体となつて、

真にわが国海運業の再建整備の目的が

達成され、ひいては、わが国經濟の發

展に寄与するところをわめて大なるも

のがあると確信する次第であります。

最後に、私は、本法案の内容の重大

性にかんがみ、本法の運用について

は、あくまでもわが国海運界の実情に

即しながら、しかも、明るいあすの日

本海運を打ち立てて理想のもとに、そ

の万全を期せられんことを強く政府に

要望して、私の討論を終わりたいと存

じます。(拍手)

以上申し上げました諸情勢に対応いたしまして、わが国海運の国際競争力を

強化と、わが国経済の発展に見合

はない存するのであります。(拍手)

昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算	
昭和三十五年度特別会計歳入歳出決算	
昭和三十五年度政府関係機関決算書	
日程 第六 昭和三十五年度国税収納金整理資金受払計算書	
日程第七 昭和三十五年度国産無償貸付状況総計算書	日程第八 昭和三十五年度国有资产増減及び現在額総計算書
日程第九 昭和三十五年度物品増減及び現在額総計算書	○議長(清瀬一郎君) 日程第六、昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十五年度政府関係機関決算書、日程第七、昭和三十五年度国有资产増減及び現在額総計算書、日程第八、昭和三十五年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第九、昭和三十五年度物品増減及び現在額総計算書、右各件を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。決算委員会理事鈴木仙八君。	〔報告書は本号末尾に掲載〕
次に、委員会における審議経過の概要について申し上げますと、当委員会は、昭和三十七年二月五日、第四十回国会において、まず大蔵省当局より決	ては、責任ある管理体制を確立し、台帳の整備をはかつて現状の的確なる把握に努めるとともに、関係諸法規による適正な手続と公正な評価により国有財産の維持管理の万全を期すべきである。國が出資、補助等を行なっている公社、公庫、公團、事業団等については、事業成績等に照らして業務の範囲等を再検討とともに、役員その他の人事の適材適所主義、業務管理機構の整備強化、適正なる經理処理等について指導監督を行ない、もつて、事業運営の向上をはかつて、國の出資あるいは補助の効果が十分に生かせるよう努力をはらむべきである。
委員長の報告を求めます。決算委員会理事鈴木仙八君。	昭和三十五年度国産無償貸付状況総計算書につきましては、昭和三十一年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別の両会計を合わせて百三十億円余、同じく減少額は四十八億円余、差引純増加額は八十九億円余であります。
〔報告書は本号末尾に掲載〕	昭和三十五年度物品増減及び現在額総計算書につきましては、昭和三十一年度中に増加した物品の額は、一般、特別会計を合わせて千百五十八億円余、同じく減少額は八百四十五億円余、差引純増加額は三百十二億円余であります。以上三件のうち、国有资产関係二件については昭和三十七年二月七日第十四回国会に、また、物品計算書について付託され、物品については昭和三十七

でない世帯については当該世帯に属する被保険者で厚生省令で定めるものとする。第五十二条第一項において同じ。」が改める。

第五十二条第一項中「世帯主(組合員の属する世帯の世帯主を含む。)が結核性疾患若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷について」を「世帯主が」に改める。

第五十三条を次のように改め

第五十三条 削除

第五十五条第一項中「被保険者として受けることができる期間」を「当該疾患又は負傷及びこれによつて発した疾病について」に改める。

第七十二条第二項中「百分の五」を「百分の十」に改める。

第八十一条中「保険料の賦課及び徴収その他保険料に関して必要な事項」を「賦課額、料率、賦課期日、納期、減額賦課その他の保険料の賦課及び徴収等に関する事項」に改める。

第二条 国民健康保険法施行法(昭和三十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当分の間」を「昭和四十年三月三十一日までの間は」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一号中「六月」を「一年」に改める。

第五十五条第一項を次のように定める。

第二十二条第一号中「六月」を「一年」に改める。

第五十五条第一項を次のように定める。

第五十七条ノ二中「前二条」を「前三条」に改める。

第五十七条ノ三中「療養ノ給付及を削る。

第五十九条ノ二第七項中「第五十五条及第五十七条ノ三」を「及第五十五条」に改める。

前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル保険給付ニ之ヲ準用ス

第五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第五十七条ノ二中「前二条」を「前三条」に改める。

第五十七条ノ三中「療養ノ給付及を削る。

第五十九条ノ二第七項中「第五十五条及第五十七条ノ三」を「及第五十五条」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「病氣」という。に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 一年以上組合員であつた者が退職した際、傷病手当金を受けているときは、その者が退職しなかつたときは、その者が退職したとたならば前二項の規定により受けたことができる。

規定期間により受けたことができる。

期間、継続してこれを支給する。

十六条第一項ただし書の規定を準用する。

第四十四条第三項中「発生した病氣」を「生じた病氣(以下「傷病」という。)」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 一年以上組合員であつた者が退職した際、傷病手当金を受けているときは、その者が退職しなかつたときは、その者が退職したとたならば前二項の規定により受けたことができる。

規定期間により受けたことができる。

期間、継続してこれを支給する。

この場合においては、第三

十六条第一項ただし書の規定を準用する。

の資格を喪失し、第六十一条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている者」に、「療養費を受けることができる期間内」を「療養費の支給開始後三年を経過するまでの間」に改める。

第九十二条第一項中「第六十一

条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合に

は、これを受けることができる期

間内」を「療養の給付又は療養費の

支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第六十

一条第一項の規定により継続して

これら給付を受けている場合に

おいては、これらの給付の支給開

始後三年を経過するまでの間」に

改め、同条第二項中「これを受け

ることができる期間内」を「これら

の給付の支給開始後三年を経過す

るまでの間」に改める。

附則第十六条第三項中「第六十

一条第三項」を「第六十一条第二

項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第四十二
条第一項及び第五十二条第一項の改正規定並びに附則第二条第一項

から第五項までの規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。

(国民健康保険の療養の給付等に
関する経過規定)

第二条 この法律の施行前に行なわ

れた国民健康保険の療養の給付に
関する一部負担金の割合及びこの

法律の施行前に行なわれた療養に
ついては、なお従前の例による。

2 特別の事情がある市町村(特別

区を含む。以下同じ)及び国民健

康保険組合は、昭和四十年三月三

十一日までの間は、市町村にあつ

ては都道府県知事の承認を、国民健

康保険組合にあつては都道府県知

事の認可を受けて、条例又は規約の

定めるところにより、世帯主(組合

員の属する世帯の世帯主を含む。)

が結核性疾患若しくは精神障害

又はこれによつて発した疾病若し

くは負傷以外の疾患又は負傷につ

いて療養の給付を受ける場合及び

世帯主が国民健康保険の被保険者

でない世帯におけるこの法律によ

る改正後の国民健康保険法四十

二条第一項の規定に基づく厚生省

令で定める者が療養の給付を受け

る場合の同法第四十二条第一項及

び第五十二条第一項に規定する一

部負担金の割合を十分の二をこえ、
のように読み替えるものとする。

十分の五以下とすることができる。

3 前項の規定により一部負担金の割合が定められたときは、市町村

又は国民健康保険組合(以下「国民

健康保険の保険者」という。)が開設

者の同意を得て定める療養取扱機

関について同項に規定する療養に

ついては、当該減ぜられた割

合による一部負担金

4 第二項の規定により一部負担金

の割合が定められた場合におい

て、国民健康保険の被保険者が前

項に規定する療養取扱機関以外の

支払わなければならぬ。

5 第二項の規定により一部負担金

の割合が定められた場合には、

国民健康保険の被保険者は、当該被

保険者がこの法律による改正後の

国民健康保険法第四十二条第一項

の規定により当該療養取扱機関に

支払った一部負担金と第二項の規

定により定められた割合による一

部負担金との差額を当該被保険者

から徴収するものとする。

第二項の規定により一部負担金

が定められた場合においては、次

の表の上欄に掲げる国民健康保険

法の規定のうちで同表の中欄に掲

げるものは、それぞれ同表の下欄

のように読み替えるものとする。

第四十二条 第二項	前条第一項及びこの条 第二項	前条第一項並びに第一 項及び第二項	前条第一項及び国民健康保険法 等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第三項	国民健康保険法等の一部を改正 する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第二項の 規定により一部負担金の割合が 減せられたときは、同 条第二項に規定する療 養取扱機関にあつて は、当該減せられた割 合による一部負担金
第四十三条 第二項	前条第一項及びこの条 第二項	前条第一項並びに第一 項及び第二項	前条第一項及び国民健康保険法 等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第三項	国民健康保険法等の一部を改正 する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第二項の 規定により一部負担金の割合が 減せられたときは、同 条第二項に規定する療 養取扱機関にあつて は、当該減せられた割 合による一部負担金
第四十四条 第二項	前条第一項	前条第一項	前条第一項及び国民健康保険法 等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第三項	国民健康保険法等の一部を改正 する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第二項の 規定により一部負担金の割合が 減せられたときは、同 条第二項に規定する療 養取扱機関にあつて は、当該減せられた割 合による一部負担金
第四十五条 第二項	前条第一項	前条第一項	前条第一項及び国民健康保険法 等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第三項	国民健康保険法等の一部を改正 する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第二項の 規定により一部負担金の割合が 減せられたときは、同 条第二項に規定する療 養取扱機関にあつて は、当該減せられた割 合による一部負担金
第五十二条 第三項	前条第四項	前条第一項及び 第二項	前条第一項及び国民健康保険法 等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第三項	国民健康保険法等の一部を改正 する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第二項の 規定により一部負担金の割合が 減せられたときは、同 条第二項に規定する療 養取扱機関にあつて は、当該減せられた割 合による一部負担金
第五十三条 第二項	一部負担金	一部負担金又は差額	前条第四項又は国民健康保険法 等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第三項	国民健康保険法等の一部を改正 する法律(昭和三十八年法律第 二号)附則第二条第二項の 規定により一部負担金の割合が 減せられたときは、同 条第二項に規定する療 養取扱機関にあつて は、当該減せられた割 合による一部負担金

り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して、自民、社会、民社の三派共同提案による附帯決議を付することに決したのであります。

これらの内容については会議録で御承知願いたいと思います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま

す。
本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもつて散会いたします。
午後三時五十四分散会

(報告書受領)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

内閣総理大臣申出の、次の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省經濟局長 中山 賀博

(政府委員発令通知受領)

一、去る二十六日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、二十六日議長において承認した渡邊喜久造外一名を同日第四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（報告書受領）
出席国務大臣
運輸大臣 総務省海運局長 辻 章男君
大蔵政務次官 辻 章男君
厚生政務次官 渡辺元三郎君
農林政務次官 津島 文治君
運輸省海運局長 辻 章男君
一、去る二十六日、内閣を経由して首都圈整備委員会委員長河野一郎君から、首都圈整備法第十五条の規定に

○明読を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律

法第三十条の二の規定による地方財政の状況報告書を受領した。

(通知書受領)

一、去る二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

産炭地域振興事業团法の一部を改正する法律

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件

(議員退職)

一、去る二十七日、議長において、次

雄君は、公職選挙法第九十条により、昨二十八日退職者となつた。

（理事補欠選任）

一、去る二十六日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

（理事井村重雄君（理事藤本捨きとの補欠））

一、去る二十六日、内閣を経由して首都圈整備委員会委員長河野一郎君から、首都圈整備法第十五条の規定に基づく昭和三十六年度公正取引委員会委員長渡邊喜久造君から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく昭和三十六年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

（報告書受領）
出席政府委員
運輸大臣 徳安 實藏君
大蔵政務次官 原田 憲君
厚生政務次官 渡辺元三郎君
農林政務次官 津島 文治君
運輸省海運局長 辻 章男君
一、去る二十六日、内閣を経由して首都圈整備委員会委員長河野一郎君から、首都圈整備法第十五条の規定に基づく昭和三十六年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

基づく首都圈整備計画作成及び実施状況報告書を受領した。

法第三十条の二の規定による地方財政の状況報告書を受領した。

（通知書受領）

一、去る二十六日、議長において、次

の常任委員の辞任を許可した。

（常任委員辞任）

一、去る二十六日、議長において、次

の常任委員の辞任を許可した。

昭和三十八年三月二十九日　衆議院会議録第十八号　朗読を省略した議長の報告

六九

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案 (内閣提出第九四号)	地方財政法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五五号)	国税定率法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五五号)	国会議員の歳費、旅費及び手当等に 関する法律等の一部を改正する法律 案
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す る法律案(内閣提出第一二〇号)	地方行政委員会 付託	国立病院特別会計法の一部を改正す る法律案	日本開発銀行法の一部を改正する法 律案
石炭鉱業経理規制臨時措置法案(内 閣提出第一二四号)	石炭対策特 別委員会 付託	中小企業高度化資金融通特別会計法 に付託された。	農林漁業金融公庫法の一部を改正す る法律案
以上五件	以上五件	学校図書館法の一部を改正する法律 案(豊瀬頼一君外四名提出、参法第 二四号)(予)	経済企画庁設置法の一部を改正する 法律案
一、去る二十六日、予備審査のため参 議院から送付された議案は次の委員 会に付託された。	社会労働委員会 付託	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一 部を改正する法律案	農業近代化資金助成法の一部を改正 する法律案
民事訴訟法の一部を改正する法律案(高 野一夫君外十九名提出、参法第二二 号)(予)	官公署の中小企業者に対する発注の 確保に関する法律案(向井長年君提 出、参法第二三号)(予)	通商産業省設置法及び中小企業庁設 立法の一部を改正する法律案	農業近代化資金助成法の一部を改正 する法律案
一、去る二十七日、委員会に付託され た議案は次の通りである。	以上二件 商工委員会 付託	戦没者等の妻に対する特別給付金支 給法案	農林漁業金融公庫法の一部を改正す る法律案
地方公務員共済組合法の長期給付に 関する施行法の一部を改正する法律 案(内閣提出第一三四号)(参議院送 付)	以上二件 商工委員会 付託	本院議員提出案を参議院に送付し た。	経済企画庁設置法の一部を改正する 法律案
高圧ガス取締法の一部を改正する法 律案(内閣提出第一四四号)(参議院 送付)	日本国とグレート・ブリテン及び北 部アイルランド連合王国との間の通 商、居住及び航海条約及び関連議定 書の締結について承認を求めるの 件	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を 改正する法律案	農業近代化資金助成法の一部を改正 する法律案
輸出疏安充掛金経理臨時措置法案 (内閣提出第一五四号)	(議案送付)	石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改 正する法律案	農業近代化資金助成法の一部を改正 する法律案
以上二件 商工委員会 付託	一、去る二十六日、参議院に送付した 内閣提出案を可決した旨参議院に通 知した。	森林組合合併助成法案(内閣提 出、参議院送付)に関する報告書	農業近代化資金助成法の一部を改正 する法律案
一、昨二十八日、委員会に付託された 議案は次の通りである。	道路交通法の一部を改正する法律 案	一、議案の要旨及び目的	農業近代化資金助成法の一部を改正 する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出第 一五六号)	消防組織法及び消防団員等公務災害 補償責任共済基金法の一部を改正す る法律案	森林組合は、昭和二十六年の森 林法改正により、森林所有者の協 同組織として発足以来、民有林に おける森林施設の合理化と森林生 産力の増進を通じ、森林所有者の 経済的、社会的地位の向上に貢献 して来た功績には見るべきものが	農業近代化資金助成法の一部を改正 する法律案
外貨公債の発行に関する法律案	雇用促進事業団法の一部を改正する 法律案		農業近代化資金助成法の一部を改正 する法律案
内閣委員会 付託	訴訟費用等臨時措置法の一部を改正 する法律案		農業近代化資金助成法の一部を改正 する法律案
昭和三十八年三月二十九日 業議院会議録第十八号 嘉説を省略した議長の報告書	東京港港湾区域における土地造成事 業等のため発行される外貨地方債証 券に関する特別措置法案		農業近代化資金助成法の一部を改正 する法律案

あつた。しかしながら、最近における山村の社会・経済情勢の推移と、林業技術の急速な発展に対応するため、森林組合に対する諸般の要請は多面化かつ高度化されてきた。政府は、これらの要請に対応するため、經營規模の過小な森林組合の合併について、必要な援助、助成等の措置を講じ、適正な事業經營を行なうる森林組合を積極的に育成しようとして、本案を提出したもので、その主な内容は次のとおりである。

1 合併しようとする施設組合

(森林法第七十九条第一項第一号に掲げる事業を行なう組合)は、共同で、「合併及び事業經營計画」を樹立し、これを都道府県知事に提出して、その適否の認定を求めることができる」ととする。

2 都道府県知事は、学識経験者の意見を聞き、計画の適合を認定することとする。

3 認定合併に対して、政府は、(1)施設の改良、造成又は取得に要する経費。(2)都道府県が行なう計画の樹立、実施についての指導費の一部をそれぞれ補助することとする。

4 計画の提出期限は、昭和四十二年十二月三十一日までとする。

二 議案の可決理由

森林組合の規模の拡大は、民有林經營の近代化の推進のため、最も適切な措置であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のような附帯決議を附すことについた。

3 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算農林省所管、林業振興費のうち、森林組合育成指導費補助金として、三千七百六十一万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十七日
農林水産 委員長 長谷川四郎

衆議院議長 清瀬一郎殿

〔別紙〕

一、政府は、林業の基本問題について、附帯決議

森林組合合併助成法案に対する

一、政府は、林業の基本問題について、附帯決議

1 基金は政府、都道府県及び林業者等の共同出資による法人とし、政府は三億五千万円を出資することとする。

2 基金に出資するとのできる林業者等は、林業を営む者(中小規模のもの)、森林組合及び森林組合联合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となるいる中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会その他、政令で定める法人とすることとする。

3 基金は、出資者たる林業者等が融資機関から借り受けた資金につき、当該融資機関に対しても負担する債務を保証することとする。

4 保証の対象となる資金は、出資者たる林業者等の林業經營改善資金、出資者たる組合の構成員である林業者等の林業經營改善資金、出資者たる組合の構成員である林業者等の林業用資材購入資金とすることとする。

5 基金に、理事長一人、理事一人及び監事一人を置き、理事長、監事は農林大臣が任命することとする。

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院交付)に関する報告書

6 基金に評議員会を置き、評議員は農林大臣が任命することとする。

二 議案の可決理由

林業者等の信用力の弱さを補完し、林業經營資金の融通を円滑にするための債務保証を中心とする業務とする林業信用基金の制度を確立し、林業の近代化の促進と林業經營の改善を図らうとする本案の趣旨は、適切妥当な措置と認め、原案通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算、農林省所管、林業振興費のうち、農業協同組合及び農業協同組合連合会その他、政令で定める法人とすることとする。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算、農林省所管、林業振興費のうち、林業信用基金協会出資金(内閣提出法案においては、林業信用基金となつていて)として、三億五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十七日
農林水産 委員長 長谷川四郎

衆議院議長 清瀬一郎殿

〔別紙〕

1 議案の要旨及び目的

林業の生産性の向上と、その近代化を促進するには、林業經營改善に必要な資金を円滑に融通することが肝要である。しかし、林業者等は、金融機関よりその經營改善に必要な資金を、借り入れるにあたって、一般に受信力が薄弱であり、一方、林業においては農業、漁業等のごく固有の融資保証制度が確立されていない。

このため政府は、林業者等が農林中央金庫等から借りうける經營改善資金について、債務の保証を行なうことを主な業務とする林業信用基金の制度を確立しようとした。本案を提出したもので、その主な内容は次のとおりとする。

本案は、最近における農業事情

六九四

の推移にかんがみ、農業及び農民生活に関する普及事業の充実をはかるため、専門技術員の職務を明確化するとともに、専門技術員及び改良普及員に対する農業改良普及手当の支給について規定を整備しようとするものであつて、主な内容は次の通りである。

1 農業改良普及手当の創設

(一) 都道府県は、条例で定めるところにより、専門技術員及び改良普及員に対して、これら者の勤務の状態が政令で定める要件に該当する場合に、農業改良普及手当を支給することができるものとする。

(二) 農業改良普及手当の月額は、その給料の月額に、専門技術員にあつては百分の八以内、改良普及員にあつては百分の十二以内においてそれぞれ条例で定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 専門技術員の事務に関する規定

(一) 専門技術員は、左の各号に掲げる事務の全部又は一部を行なうものとする。

(1) 試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項につ

いて、調査研究をするとともに改良普及員を指導すること。

(2) 市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、(1)の専門の事項の総合並びに普及指導活動の技術及び方法について、改良普及員を指導すること。

(3) 都道府県は、(1)の事務を所掌する専門技術員の行なう調査研究と都道府県の試験研究機関の行なう協同農業普及事業(都道府県が農林省と協同して行なう農業に関する普及事業)に必要な試験研究とが緊密な連絡を保ちながら行なわれるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 専門技術員及び改良普及員の研修に関する規定の整備

都道府県知事は、専門技術員及び改良普及員の技術及び知識及び改良普及員の技術及び知識の向上を図るために、計画的に、専門技術員及び改良普及員についての研修を実施するよう努めなければならないものとする。

4 議案の可決理由

農業をめぐる諸情勢の推移に応じて農業改良普及制度を整備す

ること。

ることは緊要なことであり、本案の趣旨は適切妥当なものと認め、本会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算に農業改良普及事業に必要な経費として三十四億三千九百六十一万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十八日

農林水産
委員長
衆議院議長清瀬一郎殿
農林水産
委員長
長谷川四郎

[別紙]

農業改良助長法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、左記各項の実現に努むべきである。

記

五、生活改善普及員制度の一層の充実に努めること。

六、農業就業構造の変化に対応し、農村婦人に対する農業技術指導が計画的に行なわれるよう配慮すること。

七、農業構造改善事業の実施による改良普及員の職務加重化にかかる待遇を改善するようすみやかに所要の措置を講ずること。

二、農業改良普及事業に対する国に所要の措置を講ずること。

補助単価が実情に即することとなるよう予算の確保に努めること。

三、専門技術員及び改良普及員等普

及職員の資質の向上を図るために、特技研修、大学留学制度等を拡充するとともに、機動力をさらに充実すること。

四、農林水産業普及事業の総合的かつ効率的な運用を図るため、農業、林業、水産業、蚕糸、開拓部門別に制度化されている技術、経営指導及び生活改善等指導の体制を整備するとともに、試験研究機関との有機的連携を図り、より検討すること。また農協等農林漁業団体の技術指導組織との関係についても、技術連絡協議会を活用する等により改良普及制度と密接な連絡協力態勢の確立に努めること。

九、林野、水産、蚕糸及び開拓等の都道府県指導職員等については、すみやかにその職務の実態を調査し、専門技術員及び改良普及員に準じた給料及び諸手当が支給できよう努めること。

右決議する。

海運業の再建整備に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、わが國經濟における海運業の使命の重要性並びに現状にかんがみ、海運業の再建整備を図らうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 日本開發銀行は、昭和三十七

年四月末以前の日本開發銀行融資による新船建造に対する融資

残高に係る利子の支払を、運輸大臣が整備計画の実施を確認した日以後五年間猶予できると。

2 運輸大臣は、各企業の提出し

た整備計画が、次の条件を満たす場合、これを海運企業整備計画審議会に諮り、整備計画を承認した場合、その企業を日本開

發銀行に対して推せんすること。

- (+) 合併によつて五十万重量トン以上の保有量を有し、資本支配、長期用船等の方法による扱量を含め、運航船舶が百萬重量トン以上となるよう集約を行ない、集約実施後五年間に減価償却の不足を解消すること。
- (-) 市中金融機関が、日本開発銀行と協調融資している利子の二分の一以上を五年間支払を猶予すること。
- (+) 猶予利子の支払については、支払猶予の開始後十年間は、一定の利息をあげた場合は、その猶予利子を支払わせ、なおその支払が終わらない場合は、その後十年間に全額を支払わせること。
- (+) 整備計画に基づいて、合併、資本の増加または船舶その他の事業に必要な資産を譲り受ける会社に対して登録税を軽減すること。
- (+) 政府は、日本開発銀行が利子の支払を猶予した場合は、その猶予利子に相当する額を日本開発銀行に対して交付すること。
- 二 議案の可決理由
本案は、わが国海運業の再建整備を図り、もつて国民経済における

支配、長期用船等の方法によること。

る海運業の使命を遂行させるため妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十八年三月二十七日

運輸委員長 木村 勝大

衆議院議長 清瀬 一郎殿

[別紙]

海運業の再建整備に関する臨時措置法案に対する附帯決議

政府は本法の施行にあたり、特に左の諸点につき万全の措置を講すべきである。

一、整備計画の承認等本法の運用にあたつては、真にわが国海運業の再建整備の目的を達するより、実際に即して、できる限り弾力的に考慮するとともに、海運業界が積極的に再建整備をはかるよう行政指導を行なうこと。

二、企業集団等により海運業に従事する従業員の地位が不適に害せられることのないよう配慮すること。

三、監外船による定期航路の混亂を防止する等、海運秩序を維持するための諸施策を強化することともに、必要に応じ海上運送法等の改正を検討すること。

一、監外船による定期航路の混亂を防止する等、海運秩序を維持するための諸施策を強化することともに、必要に応じ海上運送法等の改正を検討すること。

- 一、不經濟船の処理、内航海運対策等についてもすみやかに抜本的措置を考究すること。
- 右決議する。
- 昭和三十八年三月二十七日
- 運輸委員長 木村 勝大
- 衆議院議長 清瀬 一郎殿
- 〔別紙〕
- 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 一、議案の要旨及び目的
- 本案は、わが国海運企業の現状にかんがみ、その国際競争力の強化を図るため、外航船舶建造のため、利子負担の軽減及び利子の補給期間の延長をはかるとともに、その内容の主な要旨は次のとおりである。
- 二、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を次のよう
- に改正すること。
- 三、利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期間を、昭和四十三年三月三十一日まで延長すること。
- 四、一般会計
- 昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十五年度國稅取納金整理資金受払計算書及び昭和三十五年度政府関係機関決算書に関する報告書
- 五、決算の内容
- 一、一般会計
- 昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算は、歳入一兆九千六百十億二千四百余万円、歳出一兆七千四百三十一億四千八百余万円であり、差引二千百七十八億円である。
- 二、機関決算書
- 昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算是、歳入一兆九千六百十一条の規定によつて、昭和三十六年度の歳入に繰り入れられている。
- 三、以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額一兆七千六百五十一億六千二百余万円に対し、一千九百五十

- (+) 利子補給金を支給する旨の契約により利子補給金を支給することができる年限を、当該契約をした会計年度以降七
- こと。
- 右報告する。

航船舶建造融資利子補給に必要な経費として、四億七千九百八十四万九千円を計上している。

昭和三十八年三月二十七日

運輸委員長 木村 勝大

衆議院議長 清瀬 一郎殿

- 一、利子補給金を支給する旨の契約により利子補給金を支給することができる年限を、当該契約をした会計年度以降七
- こと。
- 右報告する。
- 昭和三十八年三月二十七日
- 運輸委員長 木村 勝大
- 衆議院議長 清瀬 一郎殿
- 〔別紙〕
- 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 一、議案の要旨及び目的
- 本案は、わが国海運企業の現状にかんがみ、その国際競争力の強化を図るため、外航船舶建造のため、利子負担の軽減及び利子の補給期間の延長をはかるとともに、その内容の主な要旨は次のとおりである。
- 二、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を次のよう
- に改正すること。
- 三、利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期間を、昭和四十三年三月三十一日まで延長すること。
- 四、一般会計
- 昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算は、歳入一兆九千六百十億二千四百余万円、歳出一兆七千四百三十一億四千八百余万円であり、差引二千百七十八億円である。
- 五、機関決算書
- 昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算是、歳入一兆九千六百十一条の規定によつて、昭和三十六年度の歳入に繰り入れられ

- ている。
- 三、以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額一兆七千六百五十一億六千二百余万円に対し、一千九百五十

八億六千百万余円の増加となり、歳出においては、予算額一兆七千六百五十一億六千二百余万円に前年度繰越額三百四十一億四千六百余万円を合わせた予算現額は、一兆七千九百九十三億九百余万円であり、このうち支出額は、一兆七千四百三十一億四千八百余万円、翌年度繰越額は、四百十五億三千二百余万円、不用額は、百四十六億二千八百余万円である。

内国債七百八億七千五百余万円、外國債(円換算以下同じ)四千六百余万円、計七百九億二千二百余万円であり、既往年度よりの繰越債務額は、内国債四千五百五十八億七千七百余万円、外國債六百十五億七千二百余万円、計五千百七十四億四千九百余万元円、本年度償還その他の理由により債務の消滅した額は、内国債八百二十一億八千三百余万円、外國債六十六億七千七百余万円、計八百八十八億六千余万円で、内国債四千四百四十五億六千八百余万円、外國債五百四十九億四千二百余万円、計四千九百九十五億一千百余万円が翌年度以降に繰り越された。

借入金の本年度債務負担額は五万円余であり、既往年度よりの繰越債務額は、四百九十一億六千九百余万円、本年度償還による債務消減額は、一億九千八百余万元円で、四百八十八億七千百余万円が、翌年度以降に繰り越された。

昭和三十五年度特別会計の數は三十九であつて、その決算額の合計は、歳入三兆九千三百九

昭和三十五年度特別会計に属する國の債務のうち、財政法第十五条第一項の規定に基づく國庫債務負担行為の本年度限度額は、三百八十二億八千七百余万円で、実際の債務負担額は、二百四十五億六千余万円であり、既往年度よりの繰越債務額は、二百八十七億六千九百余万円、本年度支出その他の理由により債務の消滅した額は、二百九十六億五千四百余万円で、二百三十六億七千六百余万円が翌年度へ繰り越された。

は、三百一億六千六百余万円であり、既往年度よりの繰越債務額は、八百三十六億七千八百余万円、本年度償還による債務消滅額は、三十六億三千五百余万円で、九百四億九百余万円で度以降へ繰り越された。

一時借入金の本年度債務負担額は、五億円であり、既往年度よりの繰越債務額は、五億円、本年度償還により債務の消滅した額は、五億円で、五億円が翌年度以降へ繰り越された。

短期証券の本年度発行額は、三兆六千八百三十五億三百万円であり、既往年度よりの繰越債務額は、五千七百八十二億六千四百万円、本年度償還による債務消滅額は、三兆五千八百二十一億五千八百万円で、六千七百九十六億九百万円が、翌年度以降へ繰り越された。

なお、旧臨時軍事費特別会計所属の歳入六万円余は、一般会計歳入歳出決算に添付された旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書に掲記されている。

(三) 国税収納金整理資金

本年度国税収納金整理資金の受入は、収納済額一兆六千三百七十八億七千五百余万円であ

四
政
府
關
稅
機
關

本年度政府関係機関の数は、十三で、収入合計は一兆六千三百四十五億三千三百余万円、支出合計は一兆四千二百四十六億六千二百余万円である。

二 議決の内容

昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき左のごとく議決すべきものと議決した。

(一) べきものと議決した。

にそつて効率的に執行されただけでなく、また所期の成果を収めることができたか等の観点から検討するとき、必ずしも満足し得るものとはいい難く、なお改善を要するものが認められる。

政府は左記事項についてはとくに留意のうえ、適切な措置を

は、三百一億六千六百余万円であり、既往年度よりの繰越債務額は、八百三十六億七千八百余万円、本年度償還による債務消滅額は、三十六億三千五百余万円で、九百四億九百余万円で度以降へ繰り越された。

一時借入金の本年度債務負担額は、五億円であり、既往年度よりの繰越債務額は、五億円、本年度償還により債務の消滅した額は、五億円で、五億円が翌年度以降へ繰り越された。

短期証券の本年度発行額は、三兆六千八百三十五億三百万円であり、既往年度よりの繰越債務額は、五千七百八十二億六千四百万円、本年度償還による債務消滅額は、三兆五千八百二十一億五千八百万円で、六千七百九十六億九百万円が、翌年度以降へ繰り越された。

なお、旧臨時軍事費特別会計所属の歳入六万円余は、一般会計歳入歳出決算に添付された旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書に掲記されている。

(三) 国税収納金整理資金

本年度国税収納金整理資金の受入は、収納済額一兆六千三百五十八億七千五百余万円であ

りこの資金からの支拂命令額及び歳入への組入額は、一兆六千三百五十九億三千四百余万円で、十九億四千万円余が昭和三十五年度末の資金残額となつてゐる。

これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

とり今後の財政運用に万全を期して、もつて予算執行の実をあげるよう努めるべきである。

(1) 補助金の交付について、補助の効果が上がっていない等のため、不経済な経費の支出を招いたものが見受けられる。

すなわち、補助金の不必要な交付を行なつたもの、補助の対象を過大に見積りつて交付したもの等の事例が総理府(防衛省)、厚生省、労働省等において認められる。

また、地方公共団体等が施設、治山治水、災害復旧等の公共事業に対する補助金の交付にあたり、農林省、運輸省、建設省において、同一事業箇所を重複査定しているもの、査定工事費等の積算が过大となつてきているもの等があり、工事の粗ら、出来高不足等のため、所期の事業効果が十分に上がっていないものも認められる。

右は補助金の交付に当たつて、慎重な調査に基づいて査定を行ない、工事の監督、検収等を厳にし、また、各行政

機関の相互連絡を密にしてることによつて、未然に防止し得るものと考えられる。

政府は、これらの諸点につき、十分留意するとともに、この際、れい細補助金等の整理統合その他抜本的改善策を講すべきである。

(2) 農林省所管、自作農創設特別措置特別会計所屬財産について

て、財産の確認が不十分なもの、長期間無断で使用されたまま放置しているもの、農業の用に供しないまま、他用途に転用されている等の事例が認められるが、これらについては、政府は、財産の確認、売却、所管換、弁償金の徴収等必要な処理を行なうべきである。

行政財産については、文部省所管にみると、本来の使用目的を乱し、無断で他人に使用されていた事例も認められる。

行政財産については、文部省所管にみると、本来の

使用目的を乱し、無断で他人に使用されていた事例も認められる。

なお、公團、事業団等につ

いても同様な事例が認められると認められるもの等の事例が見受けられる。

政府は、これら諸機関につ

き、事業成績等にてらして、

業務の範囲等を再検討する

る。

政府は、これら諸機関につ

き、事業成績等にてらして、

業務の範囲等を再検討する

る。

政府は、これら諸機関につ

き、事業成績等にてらして、

業務の範囲等を再検討する

る。

なる将来計画に基づく等により、再びこのような事態が繰り返されないように努めるべきである。

(3) 国有財産の管理および処分について

については、なお、その措置が十分とはいえない。

すなわち、大蔵省所管において、管理および処分が適切を欠き、これに対する監督が十分に行なわれないために、不正の発生した事例が認められる。

行政財産については、文部省所管にみると、本来の

使用目的を乱し、無断で他人に

使用されていた事例も認めら

れる。

政府は、これら諸機関につ

き、事業成績等にてらして、

業務の範囲等を再検討する

る。

政府は、これら諸機関につ

き、事業成績等にてらして、

昭和三十五年度中に増加した国
有財産の額は、一般会計ならびに
特別会計を合わせて八千六百九十九
六億九千三百余万円（うち再評価
分四千四百七十二億一千六百余万
円）、同じく減少した額は三千七
百十四億九千八百余万円（うち再
評価分三千二百四十八億三千二百余
万円）、差引純増加額は四千九百八
十一億九千五百余万円（うち再評
価分三千二百二十三億八千三百余
万円）である。

十五億九千六百余万円等であり、減においては、工作物六百七十四億八千三百余万円（うち再評価分二百二十三億二千三百余万円）、建物六百七十一億六千九百余万円（うち再評価分百六十九億八千九百余万円）、政府出資等六百五十八億八千七百余万円、航空機六百四十四億三千四百余万円（うち再評価分五百九十七億六千二百余万円）、土地五百四十一億五千三百余万円（うち再評価分十五億三千余万円）、船舶三百一億七千四百余万元円（うち再評価分二百三十一億五千万円）、立木竹百六十一億五千四百余万円（うち再評価分五億八百余万円）等である。

国有財産無償貸付の状況を表示した報告で、国有財産法第三十七條の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十五年度中の無償貸付の増加額は、一般会計ならびに特別会計を合わせて、百三十八億五千三百余万円（うち再評価分八十九億五千六百余万円）、同じく減少額は四十八億五千五百余万円（うち再評価分一億八千八百余万円）、差引純増加額は八十九億九千八百余万円（うち再評価分八十七億六千七百余万円）である。

これを前年度末現在額九十三億六千二百余万円に加算すると、本年度末現在額は百八十三億六千余万円である。

なお、増加したおもなるものは、公園の用に供するもの百二十五億四千四百余万円（うち再評価分八十四億一千余万円）、生活困窮者の収容施設の用に供するもの九億四千六百余万円（うち再評価分三十八億二千九百余万円）等であり、減少したおもなるものは、公園の用に供するもの三十八億二千九百余万円（うち再評価分八千六百余万円）、生活困窮者の収容施設の用に供するもの七億九千六百余万円

（うち再評価分四千九百余万円）である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月一十七日

決算委員長 津雲 國利

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年度物品増減及び現
在額總計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和三十五年度において、増加又は減少した物品の額及び同年度末物品現在額の報告で、物品管理法第三十八条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十五年度中に増加した物品の額は、一般会計ならびに特別会計を合わせて一千百五十八億百余万元円、同じく減少した額は、八百四十五億四千八百余万円、差引純増加額は三百十二億五千三百余万元円である。

これを前年度末現在額一千八百九十七億九千三百余万円に加算すると、本年度末現在額は、二千二百十億四千七百余万円である。

なれど、増減のおもなものは、増
においては、土木機器三百八十八
億七千七百余万円、車両及び軌条
百三十八億四千六百余万円、試験
及び測定機器八十七億三千四百余
万円、防衛用車両七十三億千余万
円等であり、減においては、土木
機器三百五十七億四千八百余万
円、車両及び軌条百十億一千六百
余万円、防衛用車両四十一億五千
百余万円等である。

